七　［略］	六　［同上］
八　［略］	七　［同上］
［26～57　略］	［26～57　同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務）	（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～24　略］	［2～24　同上］
25　法別表第五第九号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	25　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる被保護者に関する情報の収集又は整理に関する事務	［新設］
七　［略］	六　［同上］
八　［略］	七　［同上］
［26～66　略］	［26～66　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基づき、並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日　　文部科学大臣　萩生田光一

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則等の一部を改正する省令

（文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則の一部改正）

第一条　文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（調書）	（調書）
第十一条の四　［略］	**第十一条の四**　［同上］
2　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに記名するものとする。	2　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに署名押印するものとする。
一～七　［略］	一～七　［同上］
（口頭意見陳述の申立て等）	（口頭意見陳述の申立て等）
第十四条　［略］	**第十四条**　［同上］
2～4　［略］	2～4　［同上］
5　審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、記名の上、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。	5　審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、署名押印のうえ、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。
6　［略］	6　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銃砲刀剣類登録規則の一部改正）

第二条　銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第二号の二様式中「及び印」を削る。

（美術刀剣類製作承認規則の一部改正）

第三条　美術刀剣類製作承認規則（平成四年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（文部科学省聴聞手続規則の一部改正）

第四条　文部科学省聴聞手続規則（平成十二年総理府・文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（聴聞調書及び報告書の記載事項）	（聴聞調書及び報告書の記載事項）
第十一条　法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。	**第十一条**　法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。
一～八　［略］	一～八　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。	3　法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印をしなければならない。
一～三　［略］	一～三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の一部改正）

第五条　重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十号から別記様式第三十三号までを次のように改める。